

## 新潟県たばこ対策関係部局連絡会議開催要領

### 1 目 的

喫煙及び受動喫煙による健康障害を減少させることを目的として、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容、健康増進計画（健康にいがた21）等を踏まえ、関係部局の連携の下にたばこ対策を効果的に促進するため、新潟県たばこ対策関係部局連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

### 2 内 容

- (1) 各部局の施策、事業に関する現状の共有
- (2) 受動喫煙防止対策及び未成年者喫煙防止対策等の検討
- (3) その他、効果的なたばこ対策についての検討

### 3 構 成

連絡会議の構成は以下のとおりとするが、必要に応じて追加できるものとする。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 総務部       | 人事課健康管理室      |
| 〃         | 管財課庁舎管理係      |
| 福祉保健部     | 健康づくり支援課成人保健係 |
| 〃         | 生活衛生課営業・水道係   |
| 〃         | こども家庭課こども政策室  |
| 教育庁       | 福利課健康管理係      |
| 〃         | 保健体育課学校保健係    |
| 県警本部生活安全部 | 少年課           |

### 4 事務局

連絡会議の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課で処理する。

### 5 設 置

連絡会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

#### 附 則

この開催要領は、平成17年12月21日から施行する。

#### 附 則

この開催要領は、平成22年1月18日から施行する。

#### 附 則

この開催要領は、令和2年11月20日から施行する。

#### 附 則

この開催要領は、令和3年11月24日から施行する。

#### 附 則

この開催要領は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

この開催要領は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

この開催要領は、令和7年3月11日から施行する。